調査特別委員会からの報告

任期　平成17年6月10日から平成18年6月8日

東西線沿線整備調査特別委員会

委員長　柿沼　敏万　　副委員長　庄司　俊充

本委員会は、東西線整備及び沿線地域のまちづくりを促進し、これに対応した総合交通体系の確立を図ることを目的に設置された。

調査テーマを「住民とともに進める東西線沿線まちづくり」とし、その中でも「住民が取り組む沿線まちづくりの現状」「住民とともに取り組む多様な沿線まちづくりの進め方」について、委員相互の意見交換や議論を中心に、五回にわたり委員会を開催し調査を行った。

八月には市内で独自のまちづくり活動を実施されている卸町地区まちづくり協議会の方々と、十一月には（仮称）西公園駅の周辺町内会等の方々との意見交換会を実施した。また、一月にはタウンマネジメントを専門とする方からの具体的な取り組み等の意見聴取を行った。

十月には京都市及び大阪市を視察し、京都市では二条駅周辺の交通結節施設整備事例等について、大阪市では中之島新線の沿線開発事例等についての調査を行った。

〈委員の主な意見〉

○荒井東土地区画整理事業では、まちづくりの考え方が地権者に浸透していない部分があるので、東西線開通後のイメージをもっとPRすべき。

○コミュニティバスの整備等も今後検討すべきであり、駅を基点としての周辺地域のまちづくりとその結節を沿線整備という観点から進めていくことが望ましい。

○周辺の方々との連携はもとより、本当に利用されやすい駅とするために、民間への情報提供をしながら事業を進めていくことが大切である。

二条駅周辺事業の視察の様子

防災・危機対策調査特別委員会

委員長　伊藤　新治郎　　副委員長　安孫子　雅浩

本委員会は、防災・危機対策の充実強化を図ることにより、宮城県沖地震等あらゆる災害・危機から市民の生命と財産を守ることを目的に設置された。

調査テーマを「宮城県沖地震に対する減災対策について」とし、四回にわたり開催した委員会では、活発な意見交換を行った。また、地震防災対策の専門家から「室内空間における防災対策の重要性」についての意見聴取を行った。

さらに、十月には京都市の「消防活動総合センター」及び神戸市の「人と防災未来センター」を視察し、大規模災害発生時の災害対応や防災対策の市民への啓発などについて説明を受けた。

京都市消防活動総合センターにおける視察の様子

〈委員の主な意見〉

○家具の転倒防止対策に関しては、消防局において一人暮らしの高齢者世帯に転倒防止器具を取り付けるなどの思い切った取り組みが必要ではないか。

○建物の減災対策に関しては、木造住宅の耐震改修が進むように、改修実績に合わせて戸建木造住宅改修工事助成事業の助成限度額を引き上げる必要があるのではないか。

○防災意識の啓発に関しては、前回の宮城県沖地震の体験者が少なくなってきており、地域住民の地震に対する危機意識、防災意識を高め、リーダーを育成するために、体感・学習する場として防災センターが必要である。

○行政の災害対応に関しては、本市全体の地層分布状況を把握し、その地層による揺れの違いに対応した対策をしていく必要があるのではないか。

子育て健全育成調査特別委員会

委員長　大槻　正俊　　副委員長　田村　稔

本委員会は安心して子どもを育てられる環境整備と支援施策を推進し、次代を担う子どもたちの健全育成を図ることを目的として設置された。

調査対象を「青少年の健全育成の取り組みについて」とし、その中で有害図書・画像対策、ニートにならないための成長期の教育、地域道徳力の向上の三つを中心とし、六回にわたり委員会を開催し、意見交換を行った。また、参考人を招いて、インターネット犯罪の現状と対策、有害図書の現状、成長期の教育、そして道徳教育の現状について意見聴取を行った。

十一月には市内のゲームセンターやガンショップを視察し、一月には福岡市、北九州市を訪問し、福岡市では、思いやりの心推進モデル地区事業等について、北九州市では、子ども総合センター事業について説明を受けた。

北九州市での視察の様子

〈委員の主な意見〉

○青少年の本当の居場所は家庭であり、もう一度家庭や家族のあり方をしっかり考えることが大切。

○県青少年健全育成条例を市民にわかりやすく、理解してもらう事業が必要である。

○日頃からあいさつを交わしていくことが防犯、地域のコミュニケーションになり、地域力になる。それが徳に道つながるので、学校中での推進していただきたい。

○中・高校生の時期は大人として自立していく過程においてとても大切な時期で、今こそ家庭、地域、学校などの総合的な教育力の向上が一層求められている。そのためにも、まずは各種団体や行政がコーディネート役を担い、気づいたところから一つ一つ課題に取り組んでいくことが必要である。

地域経済活性化調査特別委員会

委員長　西澤　啓文　　副委員長　石川　建治

本委員会は、新たな産業と雇用の創出、都市の魅力を高めるまちづくりを推進することにより、地域経済の活性化を図ることを目的として設置された。調査テーマを「屋台村構想を含む中心市街地のにぎわいづくりについて」とし、委員相互の意見交換や議論を行った。

他都市の事例などを調査する中で、自動車屋台村が他都市でブームになっていることに着目し、仙台においても可能性を模索するということになった。しかし、本市には自動車屋台の数が少なく、十分に認知されていないので、当委員会として平成十八年五月十三・十四日に「BooYATAI（ブーヤタイ）（自動車屋台フェスティバルIN仙台）」として実験的に自動車屋台村を企画・誘致し、市民の方々の認知度を高めることとした。また、当日はビジネスとして成り立つのか、新たなにぎわいの創出に効果があるのかということを探るため、アンケート調査を行った。

〈委員の主な意見〉

○アンケート結果は好評であり、やり方、手法等によっては経済の活性化の一端を担える見通しができた。

○意欲的な方がやりやすくなったり、参加者が増えるように、行政や議会も取り組む必要がある。

○青葉まつり、七夕まつりなどの観光資源への参加やプロスポーツと連動させることも今後の一つの方策である。

○今後継続するためには、コーディネートする機関等が必要である。

○既存の商店街との共存共栄ができ、相乗効果を発揮できるものであるべき

5月13・14日に開催された「BooBooYATAI」

環境・緑化推進調査特別委員会

委員長　福島　かずえ　　副委員長　関根　千賀子

本委員会は、環境負荷の少ない都市づくりを目指す上で重要な地球温暖化対策をはじめ、エネルギーの有効利用や緑化施策の推進等を調査することを目的に設置された。

広範な調査対象の中から、「木質（もくしつ）バイオマス」に調査テーマを絞り、四回にわたり委員会を開催し、意見交換を行った。

十一月には兵庫県宍粟（しそう）市及び大阪府森林組合（大阪府高槻市）を訪問し、宍粟市では間伐材の資源化と利活用について、大阪府森林組合では森林リサイクル事業等について視察研究した。

また、十月と一月には有識者から地球温暖化や木質バイオマスに関する課題等について意見聴取した。

〈委員の主な意見〉

○日本全体が北欧型のように積極的に取り組んでいかないと木質バイオマスはなかなか普及できない。

○国産材と外国材に大きな価格差があり、林業を生業として成立させるため、行政の資金提供システムの必要性を考えなければならない。

○建築物への国産材使用の場合の固定資産税減免などの誘導策、山間地の学校等建設時の木材使用などのルールがないと国内の木質バイオマス普及は困難である。

○国有林のある東北地方の自治体が中心となり、もっと積極的に森林の活用施策を講じていくべきである。

○電気事業者の自然エネルギー利用の目標値について、日本は世界的水準から見ても低い水準である。市としても日本の目標値を上げていくよう求めていかなければならない。

大阪府森林組合の視察の様子

議会運営委員会の一年を終えて

委員長　佐竹　久美子
副委員長　安孫子　雅浩

議会運営委員会では、選任された十一名の議員が、本会議の開催ごとに、会議の日程や議事の進め方をはじめ、市長から提出された予算・条例の議案など様々な事項について協議してまいりました。

議員自らが提出する条例、国等に対する意見書、決議などの議案は、議会運営委員会でその取扱いを協議し、決定したうえで本会議に提出されます。

平成十八年第一回定例会までの一年間に本会議に提出された議案は、「仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例」など条例が修正案も含め五件、「出資法及び貸金業規正法の改正を求める件」など意見書が六件、「宮城陸上競技場旧サブトラック問題に関わる件」の決議一件となっております。

また、議会運営委員会では、議会運営の活性化・効率化についても協議しています。

本年二月には、議員提出議案を付託する常任委員会や予算・決算等審査特別委員会において、答弁者の補佐人として議案提出議員のうち一名が出席できる取り扱いにするなどの新たな決定を行いました。

・意見書・

意見書第三号

国勢調査の見直しを求める件

〈要旨〉

五年に一度、行われている国勢調査は、近年、市民のプライバシー意識や防犯意識の高まり等で、調査への理解を得ることが困難となっています。

そのため、国において、有識者により、調査方法や調査業務のあり方等の検討を進めています。

よって、調査の企画段階から地方自治体と協議する場を設け、国民の理解と協力が得られるよう国民の目線に立った見直しを実施することを強く要望します。

〈提出先〉

衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

市議会ガイドQ&A

市議会の役割、仕組、運営、難しい議会用語等について、Q&A形式で分かりやすく解説します。

Q 本会議場での議員の席順はどのようになっているの？

A 本会議場は左のイラストのようになっています。正面中央の①が議長席で、②は議員の席です。議員が質問や報告をする時は③に立ちます。④は市長や局長・区長等の市役所の職員の席です。議員の席は会派ごとにまとまっています。

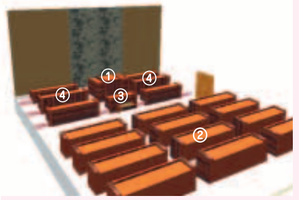

席順は、原則として議長に向かって右側から与党会派の所属議員が多い順に、左側から野党会派の所属議員が多い順になっており、同一会派であれば当選回数が少ないほど前（議長に近い）の席となっています。

Q 議案の表決（採決）はどのように行っていますか？

A 議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを「表決」といい、議長がこの表決を採ることを「採決」といいます。採決の方法には、本市の場合は、「ご異議ありませんか？」との議長の問いかけに対し、「異議なし」と応える「簡易採決」、議案に対して賛成者が起立する「起立採決」、そして記名または無記名による「投票」の三つに大別されます。起立採決は、あらかじめ議会運営委員会において、議案などに反対の意思表示をする会派があると確認された場合などに行われています。

また、全ての会派の賛否の態度が同一の案件は、一括して採決しています。常任委員会などの委員会に付託した案件の採決は、委員長の審議内容の報告どおりに決するか否かを諮（はか）っていますが、委員長報告が否決の議案は、原案について採決します。

Q 議決において、可否同数の場合はどうするのですか？

A 地方自治法により、会議を開いたり、議事を進めるためには原則として、議員定数（仙台市議会では六十人）の半数以上の議員が出席しなければなりません。本会議の議決は、特別な場合を除いて出席議員の過半数の賛成が必要です。

議長は議員として議決に加わる権利はありませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。これは委員会でも委員長が議長と同様の役割を果たします。

Q 市議会でのインターネット中継は、どのようになっているのですか？

A 平成十二年九月から本会議及び予算・決算等審査特別委員会の模様を録画により、インターネット中継しています。各区役所・総合支所等で放映したに「議会中継」の映像をもとにインターネット用に変換したものを配信しており、概ね過去二年分の議会中継がご覧いただけます。

なお、録画中継に加え、平成十八年第二回定例会から生中継を試行実施しています。詳しくは市議会ホームページ（http://www.gikai.city.sendai.jp）をご覧ください。

Q 市議会だよりは、どのようにして作られているの？

A 市議会だよりは、八名の議員で構成する広報委員会が編集を行います。議会事務局は全体のレイアウト案作成等の補佐をしています。例えば、代表質疑や一般質問（二～四頁）の中で**問**は、質問した議員が原稿を作成し、**答**は事務局が市長や局長の答弁を録音テープ等をもとに作成します。

その後、数回の広報委員会において、記事の内容等について協議、決定します。

発行は、議会終了月の翌々月の一日付けで、市内各世帯を中心に約四十六万部の配布を行っています。

広報委員会の審議の様子

表彰

全国市議会議長会総会（五月二十四日開催）において、次の方々が表彰されました。

・特別表彰

―議員在職三十五年以上

大内　久雄

―議員在職二十六年以上

加藤　栄一

―議員在職二十年以上

熊谷　善夫
庄子　晋

・一般表彰

―議員在職十五年以上

伊藤　新治郎
柿沼　敏万
佐藤　嘉郎
柳橋　邦彦
八島　幸三
辻　隆一
木村　勝好
赤間　次彦
佐藤　正昭
福島　かずえ